

保険料率に関する評議会・支部長意見（令和6年度分）

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（徳島支部）

（令和 6 年 10 月 21 日開催 徳島支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 7 年収支見通し、後期高齢者支援金の負担増などを考慮すると、平均保険料率 10%維持はやむを得ない考える。
ただし、今後 10%維持は必須として将来的には 10%を少しでも下げることができるよう、予防医療に力を入れ、新たに取り組む保健事業など積極的に実施していただきたい。
- ・ 保険料率の変更時期は、令和 7 年 4 月納付分（3 月分）からでよい。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 特になし
- ・
- ・

（事業主代表）

- ・ 特になし
- ・
- ・

（被保険者代表）

- ・ 特になし
- ・
- ・

全国健康保険協会
理事長 北川 博康 様

全国健康保険協会徳島支部
支部長 中川 智
(公印省略)

都道府県単位保険料率の変更に係る意見

標記について、健康保険法第 180 条第 7 項の規定に基づき、評議会の意見を踏まえ、下記のとおり当職の意見を申出いたします。

記

1. 意見の要旨

徳島支部の令和 7 年度保険料率を令和 6 年度保険料率の 10.19% から 0.28% 引き上げ、10.47% とすることについて妥当と考えます。

2. 理由等

協会けんぽの財政は医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造が継続しています。賃金の上昇は当面見込まれますが、加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化により保険給付費の継続的な増加も見込まれています。さらに、団塊の世代の後期高齢者への移行による後期高齢者支援金の増加や、健康保険組合の財政状況悪化による協会けんぽへの移行が予想されます。また、短時間労働者等への被用者保険適用拡大により財政負担が生じる恐れもあり、できる限り長く平均保険料率 10% を維持していくという中長期的な基本的スタンスは継続すべきと考えます。

ただし、令和 6 年度に続き、協会けんぽ支部保険料率の支部間差は 1% を超えています。支部間差を縮小するため、現在実施している保険者努力重点支援プロジェクトの効果検証に基づき効果的な事業を早期に実施する必要があります。と思います。

以上

都道府県単位保険料率の変更に係る評議会における意見（徳島支部）

(令和 7 年 1 月 15 日開催 徳島支部評議会)

【評議会の意見】

- 令和 7 年度徳島支部保険料率の 10.47% はやむを得ないと考えます。
ただし、今後展開する保健事業等に注力し、少しでも保険料率を抑制する取り組みを実施していただきたい。

【評議員の個別意見】

(学識経験者)

- 保険料率を抑制する保健事業に注力するにあたって、今まで以上に効果を意識して事業の選択と集中をしていただきたい。
- 今後の制度改正や環境変化を考えると、協会けんぽの負担が増えることが予想される。また、あわせて事業主、加入者の負担も当然増える。こうした負担をどうしていくのか協会としても議論していくことが必要であると感じる。

(事業主代表)

- 保険料率の上昇はやむを得ない。支部として、保険料率を抑制できる事業に注力することが必要。

(被保険者代表)

- 今回、保険料率が上昇するにあたり、インセンティブが働く結果になって良かった。今後も、インセンティブには注力し、少しでも保険料率の上昇抑制に取り組んでほしい。また、指標についても効果検証をしつつ、より効果が出るようにしてほしい。
- 財政が厳しくなることがカウントダウンのようにひしひしと伝わってくる。今後も保険料率の抑制は難しいと思うが、無駄に医療費が使われないよう、周知広報を含め、事業に力を入れてほしい。